

# 家庭系ごみ一部有料化に関する制度概要

## (1) 家庭系ごみ一部有料化の概要

○「家庭系ごみ一部有料化」とは

ごみの排出量に応じてごみ処理経費の一部を市民の皆様に負担していただくもの

### 【有料化導入の経緯】

海老名市では、ごみの減量化を喫緊の課題と考え、平成29年5月に環境審議会に対し「家庭系ごみ減量化策(戸別収集・有料化含む)について」の諮問を行い、家庭系ごみ専門部会において全9回の審議の結果、平成30年6月18日に最終答申を受けました。

環境審議会からの最終答申を受け、海老名市では「海老名市家庭系ごみ減量化基本方針(案)」を策定し、広く市民からの意見を聴取するとともに、住民説明会を経て、平成30年9月に家庭系ごみ有料化についての条例を議会に上程し、平成30年11月29日に議決、令和元年9月30日から実施となりました。

## (2) 有料化の方法

市の指定した袋により対象品目となるごみを排出する方法

## (3) 有料化の対象品目

燃やせるごみ、燃やせないごみ

## (4) 指定収集袋の種類と料金

廃棄物の種別	袋の種類	枚数	金額 (ごみ処理手数料)
燃やせるごみ (オレンジ色)	5リットル	10枚	100円
	10リットル		200円
	20リットル		400円
	40リットル		800円
燃やせないごみ (水色)	5リットル	5枚	50円
	10リットル		100円
	20リットル		200円
	40リットル		400円